

畑作物共済引受要綱

(昭和54年4月3日54農経B第933号)

改正 昭和56年 3 月31日56農経B第 795号
" 昭和56年11月11日56農経B第3434号
" 昭和58年 3 月31日58農経B第 720号
" 昭和60年11月30日60農経B第3630号
" 昭和61年 8 月29日61農経B第2775号
" 平成元年 4 月21日元 農経A第 409号
" 平成5年11月 1 日 5 農経B第3036号
" 平成6年 5 月20日 6 農経B第1345号
" 平成6年 6 月30日 6 農経B第1941号
" 平成11年 7 月23日11農経B第1887号
" 平成11年10月 8 日11農経B第2509号
" 平成12年 4 月 1 日12農経B第1304号
" 平成12年10月30日12農経B第3248号
" 平成13年 1 月 5 日12農経A第1774号
" 平成14年 4 月 1 日13 経営 第7062号
" 平成14年 8 月14日14 経営 第2663号
" 平成15年 6 月30日15 経営 第1712号
" 平成16年 4 月 9 日15 経営 第7434号
" 平成18年10月30日18 経営 第4249号
" 平成19年 4 月 2 日18 経営 第7623号
" 平成20年 5 月12日20 経営 第 695号
" 平成20年10月30日20 経営 第4332号
" 平成20年12月 3 日20 経営 第4876号
" 平成21年10月 7 日21 経営 第3475号
" 平成22年 2 月 9 日21 経営 第5897号
" 平成23年 9 月 1 日23 経営 第1663号
" 平成23年12月26日23 経営 第2503号
" 平成24年 7 月18日24 経営 第1138号
" 平成25年 5 月16日25 経営 第 416号
" 平成25年11月 6 日25 経営 第2366号
" 平成26年 4 月 1 日25 経営 第3901号
" 平成26年11月25日26 経営 第1962号
" 平成27年 4 月14日27 経営 第 60号
" 平成27年10月 1 日27 経営 第1596号

目 次

第1章 通 則	1
第1節 目 的	1
第2節 共済目的の種類	1
第3節 畑作物共済の共済目的の種類等及び蚕繭に係る畑作物共済の共済目的の 蚕期に応じた区分.....	1
第4節 畑作物区分	3
第5節 共済責任期間	3
第6節 引受の単位等	4
 第2章 共済金額	6
第1節 共済金額	6
第2節 単位当たり共済金額	6
第3節 基準収穫量及び基準収繭量	7
 第3章 引受け	17
第1節 組合等の引受け	17
第2節 連合会の引受け	23
 別表1 蚕繭に係る畑作物共済の共済目的の種類等の区分	
別表2 蚕繭に係る畑作物共済の共済目的の蚕期に応じた区分	
 書類様式目録	
書類様式（農作物関係）	
書類様式（蚕 繭 関 係）	

第 1 章 通 則

第 1 節 目 的

この要綱は、農業災害補償法（昭和 22 年法律第 185 号。以下「法」という。）、農業災害補償法施行令（昭和 22 年政令第 299 号）、農業災害補償法施行規則（昭和 22 年農林省令第 95 号。以下「規則」という。）及び畑作物共済基準収穫量及び基準収蒔量設定準則（昭和 54 年 3 月 30 日農林水産省告示第 550 号。以下「準則」という。）に基づく畑作物共済の引受業務を適正かつ円滑に行うことを目的とする。

ただし、茶を共済目的とする畑作物共済に係る引受けについては、別に定めるものとする。

第 2 節 共 済 目 的 の 種 類

畑作物共済の共済目的の種類は、ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん（手亡類、金時類、うずら類、大福類及びとら豆類のいんげん並びにべにばないんげん以外のものの品種に属するいんげんを除く。）、てん菜（専ら製糖用に供するため栽培される品種以外の品種に属するてん菜を除く。）、さとうきび、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ及び蚕繭である。ただし、法第 84 条第 1 項第 7 号の特定園芸施設（気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設（当該施設に附属する設備を含む。）を除く。）を用いて栽培される農作物を除く。

第 3 節 畑作物共済の共済目的の種類等及び蚕繭に係る畑作物共済の共済目的の蚕期に応じた区分

1 畑作物共済の共済目的の種類等

畑作物共済の共済目的の種類等とは、法第 120 条の 12 第 1 項第 1 号の畑作物共済の共済目的の種類等をいうが、同号に基づき定められている品種、栽培方法等に応ずる区分は次表のとおりである。

ただし、蚕繭における春蚕繭、初秋蚕繭及び晩秋蚕繭については、それぞれ別表 1 に掲げる掃立期日より区分するものとする。

なお、同一都道府県内において通常行われている掃立期日が異なり、別表 1 に掲げる掃立期日が適当でない組合等（法第 12 条第 3 項の組合等をいう。以下同じ。）については農業共済組合連合会（以下「連合会」という。）が関係機関と協議の上別に定めてもよい。この場合には、遅滞なく農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）に報告するものとする。

共済目的の種類	品種、栽培方法等及び掃立期日に応ずる区分	
ば れ い し ょ	1 類	春植えであり、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ
	2 類	春植えであり、かつ、食品加工用であるばれいしょ
	3 類	春植えであり、かつ、種子用であるばれいしょ
	4 類	春植えであり、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ
	5 類	秋植えであり、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ
	6 類	秋植えであり、かつ、食品加工用であるばれいしょ
	7 類	秋植えであり、かつ、種子用であるばれいしょ
	8 類	秋植えであり、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ
大 豆	1 類	乾燥子実で、かつ、黒大豆以外の品種であること。
	2 類	乾燥子実で、かつ、丹波黒であること。
	3 類	乾燥子実で、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種であること。
	4 類	未成熟子実で、かつ、食品加工用であること。
	5 類	未成熟子実で、かつ、食品加工用以外の用途であること。
い ん げ ん	1 類	手亡類のいんげんの品種
	2 類	金時類及びうずら類のいんげんの品種
	3 類	大福類及びとら豆類のいんげんの品種
	4 類	べにばないんげんの品種
そ ば	1 類	夏そば
	2 類	秋そば
スイートコーン	1 類	食品加工用であるスイートコーン
	2 類	食品加工用以外の用途であるスイートコーン
蚕 繭	1 類	春蚕繭
	2 類	初秋蚕繭
	3 類	晩秋蚕繭

(注意) 種子用のばれいしょとは、独立行政法人種苗管理センター産の原原種を使用して原種ほにおいて栽培されるばれいしょ又は植物防疫法第13条の規定に基づく検査に合格した原種ほ産の原種を使用して採種ほにおいて栽培されるばれいしょをいう。

2 蚕繭に係る畑作物共済の共済目的の蚕期に応じた区分

蚕繭に係る畑作物共済の共済目的の蚕期に応じた区分（以下「小蚕期区分」という。）とは、法第120条の14第4項の蚕繭に係る畑作物共済の共済目的の蚕期に応じた区分をいい、次表のとおりである。また、同項の規定により農林水産大臣が特定の地域における特定の畑作物共済の共済目的の種類等について定めた小蚕期区分は、それぞれ別表2に掲げる掃立期日により区分

するものとする。

ただし、同一都道府県内において通常行われている掃立期日が異なり、別表2に掲げる掃立期日が適当でない組合等については、1のなお書の規定を準用する。

畑作物共済の共済目的の種類等		小蚕期区分
1 類	春蚕繭	前期に係る春蚕繭
		後期に係る春蚕繭
2 類	初秋蚕繭	夏蚕期に係る初秋蚕繭
		初秋蚕期に係る初秋蚕繭
3 類	晩秋蚕繭	晩秋蚕期に係る晩秋蚕繭
		晩晩秋蚕期に係る晩秋蚕繭

第4節 畑作物区分

畑作物区分とは、規則第19条第1項の畑作物区分をいうが、その内容は、ばれいしょ（春植えばれいしょと秋植えばれいしょとが異なる畑作物共済再保険区分（法第134条第3項の畑作物共済再保険区分をいう。以下同じ。）又は畑作物共済保険区分（法第141条の4第4項の畑作物共済保険区分をいう。以下同じ。）に区分されている場合は、春植えばれいしょと秋植えばれいしょとの別）、大豆（法第120条の14第1項第1号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済に係る大豆（以下「半相殺大豆」という。）及び法第150条の6第1項第1号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済に係る大豆（以下「一筆大豆」という。）と法第120条の14第1項第2号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済に係る大豆（以下「全相殺大豆」という。）が異なる畑作物共済再保険区分又は畑作物共済保険区分に区分されている場合は、「半相殺大豆及び一筆大豆」と「全相殺大豆」との別）、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、春蚕繭、初秋蚕繭及び晩秋蚕繭の別による区分である。

第5節 共済責任期間

第1 農作物に係る畑作物共済の共済責任期間

1 共済責任期間の始期

共済責任期間の始期は、発芽期（移植をする場合にあっては、移植期）である。この場合の発芽期とは、その地方において通常の肥培管理が行われるとすれば通常の収穫量を期待し得るは種期間においては種されたものが通常発芽する時期をいい、移植期とは、その地方において通常の肥培管理が行われるとすれば通常の収穫量を期待し得る移植期間をいう。

なお、さとうきびにおける発芽期とは、新植するものにあってはその地方において通常の肥培管理が行われるとすれば通常の収穫量を期待し得る植付期間に植え付けられたものが通常発芽する時期、株出しをするものにあっては収穫適期に収穫された株から通常発芽する時期をいい、ホ

ップにおける発芽期とは、新植するものにあつてはその地方において通常の肥培管理が行われるとすれば通常の収穫量を期待し得る植付期間に植え付けられたものが通常発芽する時期、新植するもの以外のものにあつてはその地方において通常の肥培管理が行われるとすれば通常発芽する時期をいう。

2 共済責任期間の終期

共済責任期間の終期は、収穫をする時である。この場合の収穫とは、収穫の適期に刈り取り又は掘り取り、ほ場より搬出することである。ただし、ほ場乾燥中又はほ場堆積中の共済目的については、通常の乾燥期間又は堆積期間に限り、共済責任期間内にあるものとする。

第2 蚕繭に係る畑作物共済の共済責任期間

1 共済責任期間の始期

共済責任期間の始期は、発芽期である。この場合の発芽期とは、春蚕繭については春蚕用桑の発芽期であり、初秋蚕繭及び晩秋蚕繭については夏秋蚕専用桑を使用する場合にはその桑の発芽期、春夏秋蚕兼用桑を使用する場合には夏秋蚕用桑の発芽期である。

ただし、農林水産大臣が特定の地域における特定の畑作物共済の共済目的の種類等について桑の発芽期前の日を定めたときは、その地域のその畑作物共済の共済目的の種類等（春蚕繭）の共済責任期間の始期は、その農林水産大臣が定めた日である。

2 共済責任期間の終期

共済責任期間の終期は、収繭をするときである。この場合の収繭とは、畑作物共済の共済目的の種類等ごと（小蚕期区分が定められた地域にあつては当該小蚕期区分ごと）に、それぞれ繭をまぶしから取り外し、毛羽取り及び選繭することをいう。

第6節 引受けの単位等

1 引受けの単位

畑作物共済の申込みは、農業共済組合の組合員又は法第120条の13第1項の畑作物共済資格者（以下「申込者」と総称する。）が共済目的の種類ごと及び農作物又は蚕繭の年産ごとに行うものとされているが、引受けの単位は次に掲げる方式につき、それぞれ次のとおりとする。

(1) 半相殺方式（法第120条の14第1項第1号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済。

以下同じ。）及び全相殺方式（法第120条の14第1項第2号及び第3号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済。以下同じ。）

畑作物共済の共済目的の種類等（小蚕期区分が定められた地域にあつては当該小蚕期区分）による区分ごと及び申込者ごと

(2) 一筆方式（法第150条の6第1項第1号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済。以下同じ。）

畑作物共済の共済目的の種類等による区分ごと及び農道、けい畔等をもって判然と区画された耕地（筆）ごと

2 畑作物共済の引受けの面積及び収量

(1) 引受けの面積は、1の引受単位ごとの栽培面積による。ただし、うね落とし栽培、間作、混作等の行われている耕地については、当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る実利用面積を見積もってその面積とする。この場合において、引受面積の計量単位はアールとし、0.1アール未満の端数が生じたときは、四捨五入の方法により端数を整理する。

(2) 引受けの収量は、ア～ウのいずれかに相当する収量とする。

ア 半相殺方式（半相殺大豆、小豆及びいんげん）

畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び申込者ごとにその者が当該畑作物共済の共済目的の種類等について栽培を行う耕地ごとの基準収穫量の合計の7割（半相殺大豆にあっては8割）

イ 全相殺方式（ばれいしょ、全相殺大豆、てん菜、さとうきび、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ及び蚕繭）

(ア) 農作物に係る畑作物共済

畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び申込者ごとにその者が当該畑作物共済の共済目的の種類等について栽培を行う耕地ごとの基準収穫量の合計の8割（ばれいしょ、大豆及びてん菜にあっては9割）

(イ) 蚕繭に係る畑作物共済

畑作物共済の共済目的の種類等ごと（小蚕期区分が定められた地域にあっては当該小蚕期区分ごと）及び申込者ごとの基準収繭量の8割

ウ 一筆方式（一筆大豆）

畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び耕地ごとの基準収穫量の6割（一筆大豆にあっては7割）

ただし、基準収穫量及び引受収量の計量単位はキログラムとし、1キログラム未満の端数が生じたときは、四捨五入の方法により端数を整理する。

第 2 章 共 済 金 額

第 1 節 共 済 金 額

1 半相殺方式及び全相殺方式

畑作物共済の共済目的の種類等ごと（小蚕期区分が定められた地域にあつては当該小蚕期区分ごと）及び申込者ごとに、単位当たり共済金額に、その者の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る引受収量を乗じて得た金額とする。

2 一筆方式

畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び耕地ごとに、単位当たり共済金額に、その耕地の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る引受収量を乗じて得た金額とする。

第 2 節 単位当たり共済金額

第 1 組合等が定める単位当たり共済金額

組合等が法第 120 条の 14 第 2 項及び法第 150 条の 6 第 2 項の規定により定める単位当たり共済金額は、次により選択して定めるものとする。

1 選択の区域又は地域

組合等は、畑作物共済の共済目的の種類等別（蚕繭にあつては、畑作物共済の共済目的の種類等（小蚕期区分が定められた地域にあつては当該小蚕期区分）及び共済責任期間による種別）に、組合等の区域（法第 107 条第 1 項の組合等の区域をいう。以下同じ。）ごと（都道府県知事が法第 120 条の 15 第 1 項の規定により、組合等の区域を分けて地域を定めた場合は地域ごと。法第 120 条の 15 第 6 項の規定により組合等が危険段階の別を定めた場合は危険段階別）に選択し、定めるものとする。

ただし、組合等が共済規程等で、組員等（法第 12 条第 1 項の組員等をいう。以下同じ。）の申出によりこれと異なる金額を選択できる旨を定めてある場合には、申出のあった組員等については申出のあった金額によるものとする。

2 選択の手続き及び時期

組合等の単位当たり共済金額の選択は、共済責任期間の開始までに、農業共済組合にあつては総会（又は総代会）、市町村にあつては議会の議決により行うものとする。

なお、第 1 の 1 のただし書により個人選択を認めた組合等にあつては、別に組合等の定める時期までに希望組員等から申出をさせるものとする。

3 単位当たり共済金額の選択

組合等の単位当たり共済金額の選択に当たっては、法第 120 条の 14 第 2 項及び法第 150 条の 6 第 2 項の規定により農林水産大臣が定めた単位当たり共済金額の範囲内において、農家の負担する共済掛金と支払共済金との関連等を慎重に検討して決定するものとする。

なお、てん菜及びさとうきびの単位当たり共済金額の選択については、組合等が組合員等ごとに次により基準糖度を定め、その糖度に応じて組合員等ごとの単位当たり共済金額を定めるものとする。

- (1) 組合員等ごとの各年産の糖度の基礎資料が7か年すべてある組合員等にあつては、7か年中中庸5か年の単純算術平均により当該組合員等の基準糖度を算定するものとする。
- (2) 組合員等ごとの各年産の基礎資料が7か年中において1か年以上ない場合は、次により当該組合員等の基準糖度を算定するものとする。

ア 組合員等ごとの基礎資料が6か年分ある組合員等にあつては、6か年中中庸4か年の単純算術平均の方法により当該組合員等の基準糖度を算定するものとする。

イ 組合員等ごとの基礎資料が5か年分ある組合員等にあつては、5か年中中庸3か年の単純算術平均の方法により当該組合員等の基準糖度を算定するものとする。

ウ 組合員等ごとの基礎資料が4か年以下しかない組合員等にあつては、全年産の単純算術平均の方法により当該組合員等の基準糖度を算定するものとする。ただし、当該組合員等の住所の存する市町村（当該組合員等が畑作物共済資格団体であるときは、代表権を有する者の住所の存する市町村）の平均基準糖度を超えることはできないものとする。

4 都道府県知事への報告

組合等は、第1の1のただし書により単位当たり共済金額の個人選択を認めた組合等であつて、組合員等から個人選択の申出があつた組合等にあつては、単位当たり共済金額選択申出書集計表（様式例第1号）により取りまとめ、都道府県知事が定める期日までに都道府県知事に報告するものとする。

第2 都道府県知事が行う単位当たり共済金額の検討及び報告

1 都道府県知事が行う検討

都道府県知事は、組合等から提出された単位当たり共済金額選択申出書集計表について、法第120条の14第2項及び第150条の6第2項により農林水産大臣が定めた単位当たり共済金額の範囲、法第120条の15第1項の規定により都道府県知事が定めた地域及び法第120条の15第6項の規定により組合等が定めた危険段階の別と照らし、その内容を検討する。

2 農林水産省への報告

都道府県知事は、第1の4により作成された単位当たり共済金額選択申出書集計表の写しを、第3章第1節第3の2の(5)のイ又は同章第2節第4の1に掲げる特定組合引受通知書又は再保険引受通知書の提出期限の1月前までに経営局長に報告する。

第3節 基準収穫量及び基準収蒔量

第1 農作物に係る畑作物共済において組合等が定める耕地ごとの基準収穫量

1 組合等が定める耕地ごとの基準単収

1-1 前回作の基準単収等を基礎として定める耕地ごとの基準単収

組合等が準則第2項の規定により、畑作物共済の共済目的の種類等ごと（さとうきびについ

ては、夏植え、株出し及び春植え（以下「栽培型」という。）の別ごと）、農作物の年産ごと及び耕地ごとに定める単位当たり基準収穫量（１０アール当たり基準収穫量をいう。以下「基準単収」という。）は、引受けの対象となった全耕地について、次の方法により定めるものとする。

(1) 耕地ごとの基準単収の設定

ア 組合等は、加入申込書に記載された平年的な単位当たり収穫量、当該畑作物共済の共済目的の種類等（さとうきびについては、栽培型の別ごと）に係る当該耕地の「畑作物収量等級」による単位当たり収穫量（ホップについては、イにより作成されるホップの樹齢別標準収量表から算出される当該耕地の単位当たり収穫量）又は当該耕地における当該農作物の前回作の基準単収のいずれか一つを基礎とし、かつ、当該耕地の土地条件、品種、肥培管理、栽培方法、過去の被害実績並びに組合員等の農業協同組合等に出荷した数量及び自家用、贈答用等に供した数量（以下「出荷数量等」という。）等を参酌して定めるものとする。

なお、ばれいしょについて通常の収穫適期以前に収穫する場合には、その収穫適期以前に収穫される収量として単位当たり収穫量を設定するものとする。

イ 都道府県は、次によりホップの樹齢別標準収量表（様式第２号の２）を作成する。

(ア) 都道府県は、連合会、関係団体等の協力を得て、ホップをその行う畑作物共済において共済目的の種類とする組合等の区域（組合等の区域内において栽培条件（地形等）等の要因により収穫量に著しい差があると認められるときは、当該要因に基づき当該組合等の区域を分けて定めた地域。以下「ホップ栽培地域」という。）ごとに、ホップの樹齢別標準収量表を作成する。

(イ) 都道府県は、ホップの樹齢別標準収量表の作成に当たっては、あらかじめホップ栽培地域について、ホップの樹齢別の栽培面積をホップの樹齢別栽培面積調査表（様式第２号の３）により、調査する。

(ウ) ホップの樹齢別標準収量表及びホップの樹齢別栽培面積調査表は、おおむね２年ごとに作成する。

(エ) 都道府県は、ホップの樹齢別標準収量表の作成に当たって必要があると認めるときは、組合等から必要な資料を求める。

(オ) 都道府県は、ホップの樹齢別標準収量表及びホップの樹齢別栽培面積調査表を作成したときは、関係組合等に通知するとともに、経営局長に報告する。

(2) (1)において組合等が基礎とするものがない耕地については、当該耕地の実態等を調査検討し、当該耕地の単位当たり収穫量を推定して定めるものとする。

(3) (1)又は(2)により定められた耕地ごとの基準単収の当該耕地の引受面積を重みとする当該組合等についての算術平均は、第３の１により都道府県知事から通知された当該組合等のその年産の単位当たり収穫量に次の割合を乗じて得た数量を超えてはならない。

ア 畑作物共済の共済目的の種類等につき、当該組合等の栽培面積に対する引受面積の割合（以下「面積引受率」という。）が７０パーセント以上の組合等にあつては１００分の

１１０

ただし、特別の事由があると都道府県知事が認める組合等にあつては、都道府県知事が定めた割合。この場合において、都道府県知事は、当該割合を経営局長に報告するものとする。

イ 面積引受率が70パーセント未満の組合等にあつては100分の250

なお、ア及びイにあつては、組合等の一部の組合員等について出荷数量等により基準単収を定めた場合における当該組合等についての算術平均値の算出に当たっては、当該基準単収に代えて(1)のアに準じて定めた当該耕地ごとの基準単収に相当する数値を用いるものとする。

ウ 組合員等ごとの当該畑作物共済の共済目的の種類等ごとの基準単収を出荷数量等により設定した組合等にあつてはア及びイにかかわらず B/A （ただし、Aは、第3の1により都道府県知事から通知された当該組合等のその年産の単位当たり収穫量とし、Bは、出荷数量等により設定した当該組合員等ごとの単位当たり収穫量の当該組合員等ごとの引受面積を重みとする当該組合等についての算術平均とする。）

なお、組合員等の一部について次の1－2の方法により基準単収を定めた場合における当該組合等についての算術平均の算定に当たっては、当該基準単収に代えて(1)のアに準じて定めた当該耕地ごとの基準単収に相当する数値を用いるものとする。

(4) 組合等は、耕地ごとの基準単収を定めるに当たって必要があると認めるときは、あらかじめ損害評価会の意見を聴くものとする。

1－2 全相殺大豆に係る耕地ごとの基準単収

組合等が準則第3項の規定により、耕地ごとに定める基準単収は、引受けの対象となった全耕地について、次の方法により定めるものとする。

(1) 全相殺大豆の引受けを行う組合員等について、畑作物共済の共済目的の種類等ごとに出荷数量等により組合員等ごとの収穫量を把握し、その出荷数量等を基礎に算定した組合員等ごとの単位当たり収穫量を耕地ごとの基準単収とする。この場合、原則として最近5か年間の出荷数量等から算定された各年産の単位当たり収穫量の5か年中中庸3か年の単純算術平均の方法により算出するものとする。

ただし、当該組合員等について、最近5か年間の出荷数量等が得られない場合であつて、1か年以上の出荷資料が得られるときは、欠ける年産について市町村ごとの作物統計調査規則（昭和46年農林省令第40号）の規定に基づく農林水産統計資料（農林水産統計資料が得られない場合には、関係機関が作成した畑作物に関する資料。以下同じ。）又は近隣地域等の出荷実績等により算定された当該年産の単位当たり収穫量をもって補完することとし、同一の一定の基準（最近5か年中中庸3か年の数値又は最近3か年間の数値の選択等）に従って3か年以上の数値の単純算術平均の方法により算出することができるものとする。

なお、基準単収を耕地ごとに一律に定めることが適当でないと認められる場合は、当該耕地の土地条件、肥培管理、過去の被害実績等を参酌して定めるものとする。この場合、各基準単収の当該耕地の栽培面積を重みとする算出平均値は、当該組合員等ごとの単位当たり収穫量を超えることはできないものとする。

また、算定した組合員等ごとの単位当たり収穫量が、前年産に係る組合員等ごとの単位当

たり収穫量と比較して大きく変動する等当該年産の耕地ごとの基準単収とするには適当でないと認められる場合に耕地ごとの基準単収を定めるときは、都道府県知事の定める基準及び方法により平年の状況等を勘案することができるものとする。この場合、都道府県知事は、基準及び方法を経営局長に報告する。

(2) 組合等は、耕地ごとの基準単収を定めるに当たって必要があると認めるときは、あらかじめ損害評価会の意見を聴くものとする。

2 組合等が定める耕地ごとの基準収穫量

組合等は畑作物共済の共済目的の種類等ごと（さとうきびについては、栽培型の別ごと）、農作物の年産ごと及び耕地ごとに、1により定められた耕地ごとの基準単収に当該耕地の引受面積を乗じて、耕地ごとの基準収穫量を定めるものとする。

第2 蚕繭に係る畑作物共済において組合等が定める基準収繭量

1 組合等が準則第5項の規定により、畑作物共済の共済目的の種類等ごと（小蚕期区分が定められた地域にあっては当該小蚕期区分ごと）、蚕繭の年産ごと及び組合員等ごとに定める基準収繭量は、引受けの対象となった全組合員等について、次の事項を参酌して定めるものとする。

(1) 前年産に適用した組合員等ごとの基準収繭量

(2) 組合員等の申告に係る蚕種の掃立量及び見込収繭量

(3) 組合等が調査した最近2～3カ年における組合員等ごとの繭の出荷実績及びその年産における蚕種の取引の状況

(4) 桑葉の生産事情等

2 1の(3)の蚕種の取引の状況については、蚕種の取扱業者から資料の提示を受け、又は養蚕技術員等と協議を行い、必要に応じ掃立て又は配蚕の抜取調査を行う等の方法により、申込み以上の掃立ての有無又は配蚕の状況を調査するものとする。

また、1の(4)の桑葉の生産事情等については、春蚕繭にあっては次のア、イ及びエを、初秋蚕繭及び晩秋蚕繭にあっては次の各事項を調査するものとする。

ア 共済責任期間開始前の桑の被害状況

イ 買桑契約を締結している場合は、その買桑数量

ウ 法第84条第1項第6号の災害を受けた桑葉のその災害後の生育状況

エ 桑葉の肥培管理及び蚕児の飼育管理の状況

3 1で定める組合員等ごとの基準収繭量の当該組合等についての合計数量を当該組合員等ごとの共済箱数の当該組合等についての合計数量で除して得られる箱当たり収繭量（糸繭用の蚕種及び種繭用の蚕種の掃立てがある組合等にあっては、それぞれ別の箱当たり収繭量）は、第3の2の都道府県知事から通知された当該組合等の当該畑作物共済の共済目的の種類等（小蚕期区分が定められた地域にあっては当該小蚕期区分）及び畑作物共済の共済責任期間による種別に係るその年産の箱当たり収繭量に次の割合を乗じて得た数量を超えてはならない。

ア 畑作物共済の共済目的の種類等（小蚕期区分が定められた地域にあっては当該小蚕期区分）

及び畑作物共済の共済責任期間による種別につき、当該組合等の掃立箱数に対する共済箱数の割合（以下「箱数引受率」という。）が70パーセント以上の組合等にあっては100分の

110

ただし、特別の事由があると都道府県知事が認める組合等にあつては、都道府県知事が定めた割合。この場合において、都道府県知事は、当該割合を経営局長に報告するものとする。

イ 箱数引受率が70パーセント未満の組合等にあつては100分の150

- 4 3の共済箱数は、蚕種2万粒をもって1箱として計算する。この場合において、1箱未満の端数が生じたときは小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2位までとする。

ただし、種繭用については、次の係数を標準として換算するものとするが、蚕品種により1蛾の産卵粒数又は1グラムの粒数に差があつて換算率の明らかな蚕品種はその換算率により計算するものとする。

1 蛾 = 0.025箱

蛾量1グラム = 0.11箱

- 5 組合等は、基準収繭量を定めるに当たって、必要があるときは、あらかじめ損害評価会の意見を聴くものとする。

第3 都道府県知事が定める単位当たり収穫量及び箱当たり収繭量

- 1 農作物に係る畑作物共済において都道府県知事が定める組合等ごとの単位当たり収穫量

都道府県知事が畑作物共済の共済目的の種類等（さとうきびについては、栽培型の別。以下第3において同じ。）ごと、農作物の年産ごと及び組合等ごとに定める単位当たり収穫量は、次の(1)の方法により定め、遅滞なく、組合等に通知する。

なお、(1)の方法により定めることができない場合は、(2)の方法により定める。

- (1) 市町村ごとの平均単位当たり収穫量を基に定める方法

ア 市町村ごとの平均単位当たり収穫量

(ア) 市町村ごとの平均単位当たり収穫量は、県（都道府）下全市町村について、市町村ごとの農林水産統計資料による最近5か年間の各年産ごとの単位当たり収穫量の5か年中中庸3か年又は最近3か年のいずれかを選択し（すべての市町村について、同一のものを選択すること。）、単純算術平均して算出する。

(イ) (ア)の市町村ごとの平均単位当たり収穫量が、当該市町村の区域内の耕地の地力その他の土地条件等に照らし適当でないと認められるときは、(ア)の規定にかかわらず、関係機関の意見を聴いて当該市町村に係る平均単位当たり収穫量を修正することができる。

イ 特別な組合等の単位当たり収穫量等

(ア) 組合等の区域が一の市町村の区域と一致していない組合等のうち、その区域が二以上の市町村の区域と一致している農業共済組合（以下「広域組合」という。）については、当該広域組合に係る市町村ごとの農林水産統計資料の栽培面積を重みとし、アの市町村ごとの平均単位当たり収穫量を算術平均して、当該広域組合の単位当たり収穫量の概算値を、また、当該広域組合に係る市町村ごとの農林水産統計資料の栽培面積を合計して、当該広域組合の栽培面積を算出する。

(イ) 組合等の区域が一の市町村の区域と一致していない組合等のうち、広域組合以外のものについては、関係機関の意見を聴いて当該組合等に係るアの市町村ごとの平均単位当たり収穫

量及び農林水産統計資料から当該組合等の単位当たり収穫量の概算値及び栽培面積を推定する。

- (ウ) 市町村の区域の一部がいずれの組合等の区域にも属さない場合のその一部の地域（以下ウにおいて単に「地域」という。）については、(イ)と同様の方法により当該地域の単位当たり収穫量の概算値及び栽培面積を推定する。

ウ 都道府県の平均単位当たり収穫量

都道府県知事は、市町村（その区域が一の組合等の区域と一致している市町村及びその区域の全部がいずれの組合等の区域にも属さない市町村に限る。以下ウにおいて同じ。）ごとの農林水産統計資料の栽培面積、イの(ア)の広域組合の栽培面積、イの(イ)の組合等の栽培面積及びイの(ウ)の地域の栽培面積を重みとし、アの市町村ごとの平均単位当たり収穫量、イの(ア)の広域組合の単位当たり収穫量の概算値、イの(イ)の組合等の単位当たり収穫量の概算値及びイの(ウ)の地域の単位当たり収穫量の概算値を算術平均して当該都道府県の平均単位当たり収穫量を算出する。

エ 組合等ごとの単位当たり収穫量の決定

ウの都道府県の平均単位当たり収穫量に対する農作物の年産ごとに経営局長が定める当該都道府県の当該共済目的の種類（大豆にあっては乾燥子実及び未成熟子実の別）に係るその年産の単位当たり収穫量の比率を求め、次により組合等ごとの単位当たり収穫量を決定する。

ただし、当該比率を用いては、近年の単位当たり収穫量の状況を反映させることができないと認める場合は、関係機関の意見を聴いて、当該比率と1の間において、組合等の単位当たり収穫量の決定に用いる比率を定めることができる。

なお、畑作物共済の共済目的の種類等が法第120条の12第1項第1号の区分が定められた共済目的の種類に係るものである場合は、ウの平均単位当たり収穫量は、当該平均単位当たり収穫量を当該都道府県の区域内の当該畑作物共済の共済目的の種類等たる農作物の栽培面積を重みとして当該都道府県の当該共済目的の種類（大豆にあっては乾燥子実及び未成熟子実の別）について算術平均したものとする。

この場合において、畑作物共済の共済目的の種類等のうち、(2)の方法により都道府県の平均単位当たり収穫量を定めるものが含まれるときは、ウの平均単位当たり収穫量は、当該平均単位当たり収穫量と(2)のイの平均単位当たり収穫量を当該都道府県の区域内の当該畑作物共済の共済目的の種類等たる農作物の栽培面積を重みとして当該都道府県の当該共済目的の種類（大豆にあっては乾燥子実及び未成熟子実の別）について算術平均したものとする。

- (ア) 組合等の区域が一の市町村の区域と一致している組合等については、その比率を当該組合等に係るアの市町村ごとの平均単位当たり収穫量に乗じて得られた数量を当該組合等の単位当たり収穫量として決定する。

- (イ) 広域組合については、その比率をイの(ア)の当該広域組合の単位当たり収穫量の概算値に乗じて得られた数量を当該広域組合の単位当たり収穫量として決定する。

- (ウ) イの(イ)の組合等については、その比率をイの(イ)の当該組合等の単位当たり収穫量の概算値に乗じて得られた数量を当該組合等の単位当たり収穫量として決定する。

(2) 組合等ごとの平均単位当たり収穫量を基に定める方法

ア 組合等ごとの平均単位当たり収穫量

(ア) 組合等ごとの平均単位当たり収穫量は、県（都道府）下全組合等について、関係機関が作成した畑作物に関する組合等ごとの資料（以下「畑作物に関する資料」という。）による最近 5 か年間の各年産ごとの単位当たり収穫量の 5 か年中中庸 3 か年又は最近 3 か年のいずれかを選択し（すべての市町村について、同一のものを選択すること。）、単純算術平均して算出する。

(イ) (ア)の組合等ごとの平均単位当たり収穫量が、当該組合等の区域内の耕地の地力その他の土地条件等に照らし適当でないと認められるときは、(ア)の規定にかかわらず、関係機関の意見を聴いて当該組合等に係る平均単位当たり収穫量を修正することができる。

イ 都道府県の平均単位当たり収穫量

都道府県知事は、畑作物に関する資料の栽培面積を重みとし、アの組合等ごとの平均単位当たり収穫量を算術平均して当該都道府県の平均単位当たり収穫量を算出する。

ウ 組合等ごとの単位当たり収穫量の決定

イの都道府県の平均単位当たり収穫量に対する農作物の年産ごとに経営局長が定める当該都道府県の当該共済目的の種類に係るその年産の単位当たり収穫量の比率を求め、その比率をアの組合等ごとの平均単位当たり収穫量に乗じて得られた数量を組合等ごとの単位当たり収穫量として決定する。

ただし、当該比率を用いては、近年の単位当たり収穫量の状況を反映させることができないと認める場合は、関係機関の意見を聴いて、当該比率と 1 の間において、組合等の単位当たり収穫量の決定に用いる比率を定めることができる。

なお、畑作物共済の共済目的の種類等が法第 120 条の 12 第 1 項第 1 号の区分が定められた共済目的の種類に係るものである場合は、イの平均単位当たり収穫量は、当該平均単位当たり収穫量を当該都道府県の区域内の当該畑作物共済の共済目的の種類等たる農作物の栽培面積を重みとして当該都道府県の当該共済目的の種類について算術平均したものとする。

この場合において、畑作物共済の共済目的の種類等のうち、(1)の方法により都道府県の平均単位当たり収穫量を定めるものが含まれるときは、イの平均単位当たり収穫量は、当該平均単位当たり収穫量と(1)のウの平均単位当たり収穫量を当該都道府県の区域内の当該畑作物共済の共済目的の種類等たる農作物の栽培面積を重みとして当該都道府県の当該共済目的の種類（大豆にあつては乾燥子実及び未成熟子実の別）について算術平均したものとする。

2 蚕繭に係る畑作物共済において都道府県知事が定める組合等ごとの箱当たりの収繭量

都道府県知事が畑作物共済の共済目的の種類等ごと（小蚕期区分が定められた地域にあつては当該小蚕期区分ごと）、蚕繭の年産ごと及び組合等ごとに定める単位（箱）当たり収繭量は、次の方法により定め、遅滞なく、組合等に通知する。

(1) 畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び市町村ごとの平均箱当たり収繭量

ア 畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び市町村ごとの平均箱当たり収繭量は、県（都道府）下全市町村について、関係機関が作成した蚕繭に関する市町村ごとの資料（以下「蚕繭に関する資料」という。）による最近 5 か年間の各年産ごとの単位当たり収穫量の 5 か年中中庸

3 か年又は最近 3 か年のいずれかを選択し（すべての市町村について、同一のものを選択すること。）、単純算術平均して算出する。

イ アの市町村ごとの平均箱当たり収繭量が、当該市町村の区域内の蚕児の飼育状況、蚕児に使用する桑葉の生産状況、過去における収繭量の実績、桑葉の被害による掃立減少等の実績等に照らし適当でないと認められるときは、アの規定にかかわらず、関係機関の意見を聴いて当該市町村に係る平均箱当たり収繭量を修正することができる。

(2) 特別な組合等の箱当たり収繭量等

ア 広域組合については、当該広域組合に係る蚕繭に関する資料の掃立箱数を重みとし、(1)の市町村ごとの平均箱当たり収繭量を算術平均して、当該広域組合の箱当たり収繭量の概算値を、また、当該広域組合に係る蚕繭に関する資料の掃立箱数を合計して、当該広域組合の掃立箱数を算出する。

イ 組合等の区域が一の市町村の区域と一致していない組合等のうち、広域組合以外のものについては、関係機関の意見を聴いて当該組合等に係る(1)の市町村ごとの平均箱当たり収繭量及び蚕繭に関する資料から当該組合等の箱当たり収繭量の概算値及び掃立箱数を推定する。

ウ 市町村の区域の一部がいずれの組合等の区域にも属さない場合のその一部の地域(以下(3)において単に「地域」という。)については、イと同様の方法により当該地域の箱当たり収繭量の概算値及び掃立箱数を推定する。

(3) 都道府県知事は、市町村（その区域が一の組合等の区域と一致している市町村及びその区域の全部がいずれの組合等の区域にも属さない市町村に限る。以下(3)において同じ。）ごとの蚕繭に関する資料の掃立箱数、(2)のアの広域組合の掃立箱数、(2)のイの組合等の掃立箱数及び(2)のウの地域の掃立箱数を重みとし、(1)の市町村ごとの平均箱当たり収繭量、(2)のアの広域組合の箱当たり収繭量の概算値、(2)のイの組合等の箱当たり収繭量の概算値及び(2)のウの地域の箱当たり収繭量の概算値を畑作物共済の共済目的の種類等ごとに算術平均して当該都道府県の平均箱当たり収繭量を算出する。

(4) (3)の都道府県の平均箱当たり収繭量に対する蚕繭の年産ごとに経営局長が定める当該都道府県の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係るその年産の箱当たり収繭量の比率を求め、次により組合等ごとの箱当たり収繭量を決定する。

ただし、当該比率を用いては、近年の単位当たり収穫量の状況を反映させることができないと認める場合は、関係機関の意見を聴いて、当該比率と1の間において、組合等の単位当たり収穫量の決定に用いる比率を定めることができる。

ア 組合等の区域が一の市町村の区域と一致している組合等については、その比率を当該組合等に係る(1)の市町村ごとの平均箱当たり収繭量に乗じて得られた数量を当該組合等の箱当たり収繭量として決定する。

イ 広域組合については、その比率を(2)のアの当該広域組合の箱当たり収繭量の概算値に乗じて得られた数量を当該広域組合の箱当たり収繭量として決定する。

ウ (2)のイの組合等については、その比率を(2)のイの当該組合等の箱当たり収繭量の概算値に乗じて得られた数量を当該組合等の箱当たり収繭量として決定する。

(5) 糸繭用と種繭用の蚕種の掃立てがある組合等については、当該組合等に係る(4)の箱当たり収繭量を糸繭及び種繭の別に蚕繭に関する資料に基づいて配分し、それぞれの箱当たり収繭量を決定するものとする。この場合において、糸繭の箱当たり収繭量と種繭の箱当たり収繭量のそれぞれの前年産又は前々年産の掃立箱数を重みとした算術平均は、当該組合等に係る(4)の箱当たり収繭量に一致しなければならない。

(6) 小蚕期区分が定められた地域にある組合等については、都道府県知事は当該組合等に係る(4)及び(5)の畑作物共済の共済目的の種類等ごとの箱当たり収繭量のうち小蚕期区分が定められた畑作物共済の共済目的の種類等に係るものをその区分の別に市町村別養蚕業務統計（当該都道府県主務課調査に基づくもの。それが得られない場合には、蚕繭に関する資料）に基づいて配分し、それぞれの箱当たり収繭量を決定するものとする。この場合において、小蚕期区分ごとに係る箱当たり収繭量のそれぞれの前年産の掃立箱数を重みとした算術平均は、当該組合等に係る(4)及び(5)の箱当たり収繭量に一致しなければならない。

3 単位当たり収穫量及び箱当たり収繭量の設定に当たっての指導又は助言等

都道府県知事は、組合等ごとの単位当たり収穫量及び箱当たり収繭量を定めるに当たり必要があるときは、地方農政局統計部、北海道農政事務所統計部、沖縄総合事務局農林水産センター又は沖縄総合事務局農林水産部の助言等を受ける。

4 単位当たり収穫量及び箱当たり収繭量の据置き

(1) 都道府県知事は1及び2により組合等ごとの単位当たり収穫量及び箱当たり収繭量を定めることを原則とするが、経営局長が定めた当該都道府県に係るその年産の単位当たり収穫量及び箱当たり収繭量が前年産の単位当たり収穫量及び箱当たり収繭量と同一であり、かつ、その年産の組合等の単位当たり収穫量及び箱当たり収繭量を定める際に基礎とすべき、1の(1)のアの市町村ごとの平均単位当たり収穫量又は1の(2)のアの組合等ごとの平均単位当たり収穫量並びに2の(1)の畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び市町村ごとの平均箱当たり収繭量が、前年産の組合等の単位当たり収穫量及び箱当たり収繭量を定めた際に基礎とした1の(1)のアの市町村ごとの平均単位当たり収穫量又は1の(2)のアの組合等ごとの平均単位当たり収穫量並びに2の(1)の畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び市町村ごとの平均箱当たり収繭量とほとんど差がない場合は、前年産の組合等の単位当たり収穫量及び箱当たり収繭量と同一の数量をその年産の組合等の単位当たり収穫量及び箱当たり収繭量として定めることができる。

(2) 都道府県知事は、組合等の箱当たり収繭量を糸繭及び種繭の別並びに小蚕期区分ごとに配分する場合には、(1)の規定を準用する。

5 農林水産省への報告

都道府県知事は、1、2及び4により組合等ごとの単位当たり収穫量及び箱当たり収繭量を決定し、通知したときは、遅滞なく、その組合等ごとの単位当たり収穫量の一覧表（様式第2号の1）及び箱当たり収繭量の一覧表（様式第14号）を作成して、経営局長に報告する。

なお、1の(1)のアの(イ)又は1の(2)のアの(イ)及び2の(1)のイにより平均単位当たり収穫量及び平均箱当たり収繭量を修正した場合、並びに1の(1)のエのただし書又は1の(2)のウのただし書及び2の(4)のただし書により組合等ごとの単位当たり収穫量及び箱当たり収繭量を定めた場合についてはその理由を、また、4により組合等ごとの単位当たり収穫量及び箱当たり収繭量

を定めた場合にはその旨を、併せて報告する。

第 3 章 引 受 け

第 1 節 組 合 等 の 引 受 け

第 1 畑作台帳の作成

- 1 組合等は、共済規程等で定める申込期間の終了時まで、新たに畑作物共済への加入が見込まれる者について、次の事項を記載した畑作台帳（様式例第 3 号の 1 及び例第 3 号の 2）を作成するものとする。
 - (1) 耕地の所在地（地名地番）、面積（ホップについては、樹齢別の栽培面積及び植栽株数）、土地条件（地勢、土質その他の特徴）及び収量等級（ホップについては、最近 3 か年の 10 アール当たり収穫量）並びにホップについては、品種名、栽培方法及び肥培管理の状況
 - (2) ホップ以外の農作物については最近 3 か年に作付けした農作物の種類、種類ごとの栽培面積及びさとうきびについては栽培方法（栽培型別及び株出しにより栽培する場合の株出しの回数）
 - (3) 必要に応じて見取図
- 2 組合等は、畑作台帳の作成に当たっては、必要に応じ、農業協同組合その他の関係団体等の協力を得るものとする。
- 3 組合等は、毎年、加入申込書に基づき、1 により作成した畑作台帳を補正するものとする。補正に当たっては、必要に応じて聴取り調査又は現地調査を行うものとする。

第 2 作付基準の設定

- 1 畑作物共済の共済目的たる農作物は、連作による病虫害の多発、地力の減退等を生じやすいので、共済事業の実施の上での道徳的危険を排除する観点から、組合等は、共済目的の種類とする農作物（そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ及びホップを除く。）について、地域の実態に適合する作付基準を共済規程等で定めるものとする。
- 2 組合等は、1 により作付基準を定めるに当たっては、都道府県及び連合会の指導を受け、農業関係機関等の協力を得るものとする。
- 3 組合等が定める作付基準は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。
 - (1) ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん及びてん菜
 - ア 連作をしてはならない（緑肥作物の作付け、有機質肥料の施肥等により連作による被害が認められない場合を除く。）こととしていること。
 - イ 組合等の区域内における畑作物の望ましい作付体系及び作付割合に概ね適合していなければならないこととしていること。
 - (2) さとうきび
 - 同一株についての株出しの回数は、土壌の種類、地形その他の土地条件を勘案して、あらかじめ県知事が地域ごとに定める株出し回数の限度を超えてはならない（有機質肥料の施肥等により県知事が定める株出し回数を超えない当該地域のさとうきびの株出しに係る平均収量を超える収量が見込まれる場合を除く。）こととしていること。

第3 引 受 け

1 加入申込書等

- (1) 組合等は、毎年、共済規程等で定める申込期間内に、畑作物共済の申込みをしようとする者に加入申込書（様式例第4号、例第6号及び例第15号）を提出させるものとする。
- (2) ばれいしょ（1類及び5類）、大豆（1類）、てん菜及びそばにあっては、組合等は、経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）Ⅳの第1の1の（2）の畑作物の直接支払交付金（以下「交付金」という。）の交付申請（予定するものを含む。）の有無を確認するため、組合員等から、経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金の交付申請の有無等に関する申告書（様式例第4号の裏面）を提出させるものとする。

なお、交付金の交付を申請し、かつ、その交付を受ける者（共済事故によって生じた損害その他の組合員等の責めに帰することができない事由により当該交付金の交付を受けることができない者を含む。以下「交付農業者」という。）として引受けを行ったが、最終的に交付金が交付されなかったことを確認した場合（共済事故によって生じた損害その他の組合員等の責めに帰することができない事由により当該交付金の交付を受けることができなかった場合を除く。）には、組合等は当該組合員等を交付農業者以外の者として引受内容（単位当たり共済金額等）を変更し、共済掛金の一部返還を行うとともに、共済金が支払われているときは共済金の一部の返還を求める旨を組合員等に周知するものとする。

また、交付農業者のうち実施要綱Ⅳの第1の1の（2）の①の営農継続支払（以下「面積払（営農継続支払）」という。）の交付を受けた者（交付農業者以外の者に適用する単位当たり共済金額と同額の金額を適用しているものは除く。）については、実施要綱Ⅳの第1の1の（2）の①の数量払（以下「数量払」という。）が面積払（営農継続支払）の交付金額を超えないため交付されない損害部分に対しては、数量払の減少はないものとして共済金を算定する旨を組合員等に周知するものとする。

- (3) さとうきびにあっては、組合等は、畑作物共済の加入時において、組合員等（沖縄県の区域のうち、粟国村、伊平屋村、多良間村、竹富町及び与那国町の区域においてさとうきびを生産する者を除く。（4）及び（5）において同じ。）に、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号。以下「価格調整法」という。）第19条第1項の対象甘味資源作物生産者となる予定の有無を確認するため、対象甘味資源作物生産者となる予定の有無等に関する申告書（様式例第6号の裏面）を提出させるものとする。
- (4) さとうきびにあっては、組合等は、対象甘味資源作物生産者に適用される単位当たり共済金額を選択した組合員等に、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）から交付される対象生産者コードが記された対象甘味資源作物生産者に係る要件の審査の結果通知書の写しを提出させるものとする。ただし、対象甘味資源作物生産者となる予定の有無等に関する申告書に、対象生産者コードが記されている組合員等にあっては、この結果通知書の写しの提出を要しないものとする。

なお、組合長理事は、組合員等から当該結果通知書の写しの提出がない場合には、当該組合員等の機構への対象甘味資源作物生産者に係る要件の審査申請の有無について、連合会を通じ

て電磁的記録により機構に照会するとともに、照会の結果、当該組合員等の当該審査申請が行われたことが明らかとなった場合には、改めて当該結果通知書の写しの提出を求めるものとし、当該審査申請が行われていないことが明らかな場合には、引受変更を行うこととする。

2 引受けの方法

(1) 加入申込書等の配布及び記載事項の指導

ア 組合等は、毎年、共済規程等で定める申込期間の開始前までに、畑作物共済への加入が見込まれる者に対して加入申込書等を配布するものとする。

イ 組合等は、損害評価員、共済連絡員等の協力を得て加入申込書等の記載事項について指導を行うものとする。

(2) 加入申込書等の検討

ア 組合等は、加入申込書が提出されたときは、農作物に係る畑作物共済にあっては次の(ア)から(コ)までの事項について畑作台帳、作付基準、前年の引受実績又は出荷実績等によりその内容の検討を行い、蚕繭に係る畑作物共済にあっては次の(ア)、(カ)、(キ)、(ケ)及び(サ)の事項について桑園能力、飼育能力又は引受実績等によりその内容の検討を行う。

(ア) 誤記、記入もれ、架空申告の有無等

(イ) 栽培面積及び受委託があった場合にはその面積が適正に記入されているか。

(ウ) うね落とし栽培又は他の農作物との間作若しくは混作等の行われている耕地については、その事実の正確な記載があるか。また、その実利用面積の把握が適正に行われているか。

(エ) 単位当たり収穫量が適正に記入されているか。

(オ) 農作物の作付けが第2により定める作付基準に適合しているか。

(カ) 共済目的の種類ごとに当該申込みに係る農作物及び蚕繭がその者が栽培又は養蚕を行う農作物及び蚕繭で当該申込みができるもののすべてであるか。また、申込みができるすべての種類の共済目的（共済規程等で対象農作物等につき共済目的の種類に応じて区分を定めたときは、当該区分に係る対象農作物等のすべて）について申込みがなされているか。

(キ) 当該申込みに係る農作物又は蚕繭のうちに畑作物共済の共済目的の種類等ごとの栽培面積又は蚕種の掃立量が法第120条の12第1項第1号の共済規程等で定める基準に達しない農作物又は蚕繭がないか。

(ク) 申込者が、大豆を全相殺大豆に付することを申し込んだ場合にあっては、当該申込者が規則第33条の14の2第2項に規定する者に該当しているか否か。

(ケ) 当該申込みに係る農作物又は蚕繭のうちに次に掲げる事由に該当する農作物又は蚕繭がないか。

a 畑作物共済に付されるとすれば共済事故の発生することが相当の確実さをもって見通されること。例えば、肥培管理が著しく粗放である農作物、蚕繭にあっては、飼育管理が著しく粗放であると認められる場合や、桑園を耕作せず、かつ、買桑契約の成立していない場合

b 基準収穫量及び基準収繭量の適正な決定が困難であること。例えば栽培方法等が通常のものとは著しく異なっている農作物や、蚕繭にあっては蚕品種、飼育方法等が通常のそれとは著しく異なっている場合

- c 損害の額の適正円滑な認定が困難であること。例えば、著しく遠隔地にあるため円滑な損害評価が困難な農作物又は蚕繭
- d 当該農作物（大豆を除く。）に係る収穫物が未成熟のまま収穫されること。例えば、さやいんげん
- e 通常の肥培管理や飼育管理が行われず又は行われないおそれがあること。例えば、畦畔に栽培される大豆、試験研究用の農作物又は蚕繭

(コ) ばれいしょ（１類及び５類）、大豆（１類）、てん菜及びそばに係る申込者が、交付農業者に適用される単位当たり共済金額を選択した場合にあっては、当該申込者が栽培するばれいしょ（１類及び５類）、大豆（１類）、てん菜及びそばが、実施要綱別紙３に掲げるものに該当しているか否か。

(サ) 蚕種の掃立量又は見込収繭量の過少申告、過大申告の有無等

イ 組合等は、アによる検討の結果、加入申込書の内容について疑義がある場合その他不備があると思われる場合には、損害評価会の委員、損害評価員、共済連絡員等の協力を得て、聴取り調査又は現地調査の方法により栽培等の実態を正確に把握し、不備があるときは、その加入申込書を提出した者に対し、事実を明示して加入申込書の訂正を行わせるものとする。

ウ 組合等は、蚕繭に係る畑作物共済において、組合員等の申告に係る蚕種の掃立量を基礎として、又はイの調査結果に基づき、当該組合員等に係る確定共済箱数を算出し、これを加入申込書に記載するものとする。

この場合において、組合等は、努めて蚕繭の引受整理表（様式例第１６号）を作成し、これにより基準収繭量を設定し、畑作物共済加入申込書取りまとめ表（様式例第１７号）に記載するものとする。

(3) 引受けの確定及び申込みの承諾

ア 組合等は、(2)の検討結果による加入申込書に基づいて申込者ごとの引受けの確定を行い、速やかに申込者に加入を承諾する旨並びに払い込むべき共済掛金の額、払込期限及び払込場所を通知するものとする（様式例第７号の１－１、例第７号の１－２、例第７号の２、例第１８号の１及び例第２０号）。

なお、申込みを承諾しない場合には、申込者にその旨を通知するものとする。

イ 申込みの承諾は、共済責任期間の開始前に行わなければならない。

ウ (2)のイにより、加入申込書の訂正を求められた者がその訂正に応じないときは、組合等は、当該申込みの承諾を拒むものとする。

(4) 申込者ごとの引受けの再確定

ア 組合等は、申込者から(3)のアで確定した事項が事実と相違するか若しくは誤りがある旨の通知があったとき又は組合等がこれを発見したときは、遅滞なく、所要の措置を講ずるとともに、必要があると認めたときは、加入申込書を訂正しておくものとする。

なお、ばれいしょ、大豆及びスイートコーンの用途区分の変更については、その変更が共済責任期間の前に行われた場合にあっては所定の方法により引受けの再確定を行うものとし、その変更が共済責任期間の開始後に行われた場合にあっては引受変更を認めずその状況を確認しておくものとする。

また、蚕繭については、組合等は、組合員等の掃立（稚蚕共同飼育等の場合は配蚕）が終了したときは、組合員等から共済連絡員を通じて蚕繭の実掃立箱数等報告書（様式例第19号）等により、実掃立箱数の報告を受け、(2)に準じてこれを検討し、さらに、蚕種取扱業者等から組合員等に対して実際に配布された蚕種（蚕児）数量等に関する資料を得るとともに、必要に応じ掃立（配蚕）に際し組合員等ごとの現地調査を行う等により実掃立箱数を確認し、必要があればこれを修正の上畑作物共済加入申込書取りまとめ表に記載するものとする。

イ 組合等は、アにより加入申込書の訂正を行ったときは、その旨を申込者に通知しなければならない。

ウ 組合等は、アにより訂正された加入申込書に基づいて申込者ごとの引受けの再確定をするものとする。

エ 蚕繭について、組合等はウの引受の再確定をする場合には、次により確定基準収繭量を変更するものとする。

(ア) 確定基準収繭量よりも実掃立に係る見込収繭量が多い場合には、実掃立に係る見込収繭量をもって再確定基準収繭量とする。ただし、共済事故により蚕児の一部又は全部を放棄して、その後追掃きをしたときの追掃に係る見込収繭量が実掃立に係る見込収繭量に含まれている場合で、追掃き時に飼育中の蚕児に係る見込収繭量に追掃に係る見込収繭量を加えた量が確定基準収繭量以下である場合にあっては、確定基準収繭量を、これを超える場合にあっては、その量をもって再確定基準収繭量とする。

(イ) 確定基準収繭量よりも実掃立に係る見込収繭量が少ない場合には、確定基準収繭量をもって再確定基準収繭量とする。

ただし、共済事故が全く発生せず、かつ、共済事故以外の理由によって実掃立に係る見込収繭量が確定基準収繭量よりも少ない場合には、実掃立に係る見込収繭量をもって再確定基準収繭量とする。

オ 組合等は、ばれいしょ（1類及び5類）、大豆（1類）、てん菜及びそばについて、経営所得安定対策の実施に伴う農業災害補償制度の運営について（平成23年10月21日付け23経営第2015号農林水産省経営局長通知）の記の1の(2)により、交付金の交付の有無の確認等を行い、交付農業者以外の者として引受変更を行う際の単位当たり共済金額は、次の(ア)又は(イ)のとおりとする。

(ア) 組合等が共済規程等で、規則第33条の15第3項の規定により単位当たり共済金額につき組合員等が選択すること（以下「個人選択」という。）を認めていない場合

組合等が、同条第1項又は第2項の規定に基づき共済規程等で定めている交付農業者以外の者に適用される単位当たり共済金額（以下「組合等選択金額」という。）とする。

(イ) 組合等が共済規程等で、個人選択を認めている場合

組合等が共済規程等で定めている交付農業者以外の者が選択できる単位当たり共済金額（組合等選択金額を含む。以下「交付農業者以外の共済金額」という。）のうち、当該共済規程等で定めている交付農業者が選択できる単位当たり共済金額（規則第33条の15第1項又は第2項の規定に基づき共済規程等で定めている交付農業者に適用される単位当

たり共済金額を含む。)のうちから選択されている金額(以下「交付農業者選択金額」という。)の直近下位の金額(交付農業者以外の共済金額のうちに交付農業者選択金額と同額がある場合には当該金額、下位の金額がない場合には直近上位の金額)とする。

カ さとうきびにあつては、組合等は、1の(4)に基づき提出された要件審査の結果通知書の写しを基に、対象甘味資源作物生産者の一覧表(以下「さとうきび加入者一覧表」という。)を作成し、組合長理事は、機構による価格調整法第19条第1項の甘味資源作物交付金の交付決定が行われた後に、さとうきび加入者一覧表を用いて甘味資源作物交付金の交付の有無について連合会を通じて電磁的記録により機構に照会するとともに、照会の結果、当該組合員等について、甘味資源作物交付金が交付されないことが明らかになった場合(収穫皆無等による場合を除く。)には、引受変更を行うこと、また、共済金支払後に当該事実が判明した場合には、引受変更の上、共済金の一部を返還請求することを組合員等に対し周知するものとする。

(5) 引受通知書又は特定組合引受通知書の作成及び提出

ア 特定組合(法第53条の2第4項の特定組合をいう。以下同じ。)以外の組合等は、第3の2の(3)により申込者ごとに引受けの確定を行ったときは、連合会の定める期日までに、引受通知書(様式第8の1号及び第21号)を作成して、連合会に提出しなければならない。

イ 特定組合は、第3の2の(3)により申込者ごとに引受けの確定を行ったときは特定組合引受通知書(様式第12号の1及び第23号の1)を作成し、次の期日までに農林水産大臣に提出しなければならない。

ばれいしょ	春植え	北海道	8月末日
		都府県	6月末日
	秋植え		10月末日
大豆、小豆、いんげん、そば、スイートコーン及びかぼちゃ			
		北海道	8月末日
		都府県	10月末日
てん菜及びさとうきび			
たまねぎ			
		北海道	8月末日
		都府県	3月末日
ホップ			
		北海道	8月末日
		都府県	6月末日
蚕繭	春蚕繭		7月20日
	初秋蚕繭		9月10日
	晩秋蚕繭		10月末日

ウ 引受通知書又は特定組合引受通知書作成上留意すべき事項

(ア) 引受通知書又は特定組合引受通知書と組合等が選択した単位当たり共済金額及び個人選択を認めた組合等にあつては組合員等が選択した単位当たり共済金額等は一致していること。

- (イ) 基準共済掛金率、基準収穫量及び基準収繭量等については、誤りがないこと。
- (ウ) 第2章第3節第1の1の1－1の(3)による基準単収の算術平均値及び同章同節第2の3による箱当たり収繭量の算術平均値は、都道府県知事が通知した当該組合等のその年の単位当たり収穫量及び箱当たり収繭量の許容範囲内にあること。
- (エ) 前年の引受けに対し、引受戸数又は引受面積若しくは共済箱数が著しく変動した組合等にあつては、その理由を記載すること。

エ 引受通知書の変更

特定組合以外の組合等は、既に提出した引受通知書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに改めて引受通知書を作成し、変更事由をその通知書の「摘要」欄に付記して、連合会に提出しなければならない。

オ 特定組合引受通知書の変更

特定組合は、既に提出した特定組合引受通知書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに改めて特定組合引受通知書を作成し、変更事由をその通知書の「摘要」欄に付記して、農林水産大臣に提出しなければならない。

ただし、(4)のオによる引受変更を行う場合には、特定組合引受通知書を収穫年の翌年の7月末日までに、農林水産大臣に提出しなければならない。

第2節 連合会の引受け

第1 引受通知書の提出期日

連合会は、第1節第3の2の(5)のアによる組合等からの引受通知書の提出期日をあらかじめ定め、組合等に対して、その期日までに引受通知書を提出させるものとする。

第2 組合等ごとの引受けの確定

- 1 連合会は、組合等から提出された引受通知書に基づいて、その内容を審査検討の上、組合等ごとの引受けの確定をするものとする。この場合において、引受戸数、引受面積及び受委託があつた場合にはその面積、引受収量、基準収穫量等が前年産の引受実績に比べ著しい増減があつて、その理由が明確でないものその他その内容に疑義があるものについては、組合等に照会し、場合によっては実態調査を行わせ、不備があるものについては、訂正させるものとする。
- 2 連合会は、1による引受けの確定をするに当たって、現地において実態を調査する必要があると認めたときは、都道府県知事に連絡の上、必要があれば協力を要請して、当該組合等の引受事務の処理状況を調査し、適正な引受けが行われるよう指導督励するものとする。

第3 組合等ごとの引受けの再確定

連合会は、第2の1により、組合等ごとの引受けの確定をした後において、組合等から第1節第3の2の(5)のエの規定により変更された引受通知書が提出されたときは、第2に準じて組合等ごとの引受けの再確定をするものとする。

第4 再保険引受通知書の作成及び提出

- 1 連合会は、組合等ごとの引受けの確定をしたときは、再保険引受通知書（様式第 10 号及び第 22 号）を作成し、組合等の引受通知書の副本を添えて、次の期日までに農林水産大臣に提出しなければならない。

ばれいしょ	{	春植え	{	北海道	8 月 末 日
		都府県		6 月 末 日	
		秋植え			1 0 月 末 日
大豆、小豆、いんげん、そば、スイートコーン及びかぼちゃ					
	{		北海道	8 月 末 日	
		都府県	1 0 月 末 日		
てん菜及びさとうきび				8 月 末 日	
たまねぎ	{		北海道	8 月 末 日	
		都府県	3 月 末 日		
ホップ	{		北海道	8 月 末 日	
		都府県	6 月 末 日		
蚕繭	{	春蚕繭		7 月 2 0 日	
		初秋蚕繭		9 月 1 0 日	
		晩秋蚕繭		1 0 月 末 日	

- 2 連合会は、既に提出した再保険引受通知書の記載事項に変更を生じたときは、改めて再保険引受通知書を作成し、その変更に係る組合等の引受通知書の副本、当該組合等ごとにその理由を明記した書面を添えて、遅滞なく、農林水産大臣に提出しなければならない。

ただし、第 1 節第 3 の 2 の (4) のオによる引受変更を行う場合には、再保険引受通知書等を収穫年の翌年の 7 月末日までに、農林水産大臣に提出しなければならない。